

経済常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第113号 平成27年度 岩国市 一般会計補正予算（第2号）

本議案のうち、当委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第119号 平成27年度 岩国市 観光施設運営事業 特別会計補正予算（第2号）

議案第120号 平成27年度 錦帯橋管理 特別会計補正予算（第1号）

議案第121号 平成27年度 岩国市 市場事業 特別会計補正予算（第2号）

議案第129号 岩国市 農業委員会の委員 及び 農地利用 最適化推進委員 定数条例

議案第133号 岩国市周東 勤労青少年ホーム条例の 一部を改正する条例

議案第135号 財産の 無償譲渡について

議案第136号 指定管理者の 指定について

議案第137号 指定管理者の 指定について

議案第138号 指定管理者の 指定について

以上9議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

議案第113号 平成27年度 岩国市 一般会計補正予算（第2号）のうち、当委員会所管分の審査におきまして、農林水産業費の 農業費の 農業構造改善対策費に関し、委員中から、新規就農者が農業を続けていくためには、その育成が重要であると認識している。本事業は、新規就農者へ 施設整備費に対する補助を行うものであるが、それに伴って新規就農者から提出される事業計画を初め、どのようなサポートをしているのか、との質疑があり、当局より「就農にあたり、どういった農産物を、どこで、どの程度つくっていくのか、また 施設整備や運営資金、技術的な指導にわたるまで、関係機関と連携しながら就農者への指導、助言等を行っている。」との答弁がありました。

続いて、商工費の 観光費の 岩国錦帯橋空港利用促進費に関し、委員中から、広告料と委託料の詳細及び、今後の予定について質疑があり、当局より「空港の発着枠について、現在の4便に

加え、羽田の1便、沖縄の1便の追加を要望している。現時点では日米合同委員会での合意はなされてはいないが、合意後速やかに対応できるように、今回補正をお願いするものである。当該促進費の実施時期及び内訳については、2月下旬から夏ダイヤに切り替わる3月末までの間、テレビ・ラジオのCMや新聞などの広告並びに、広告のデザイン料やPR映像製作費、ポスターやチラシの作成等を考えている。」との答弁がありました。

また委員中より、先般「岩国観光プロモーション戦略協議会」が設立されたと伺っているが、今回の補正とはどういった関連があるのか、との質疑があり、当局より「御指摘の協議会は、市内に5箇所ある観光協会と商工会議所などで組織し、一体的な観光推進体制を構築していくことを目的として設置したものである。またANA総合研究所から、専門的な人材として観光戦略マネージャーを招聘し、その支援員2名とあわせ、体制の基盤づくりを行ったものである。今回の増便に関して、就航先の選定や、効果的な広告の手法などにおいても、マネージャーの御意見も参考としており、官民一体となった取り組みを実施してまいりたい。」との答弁がありました。

さらに委員中より、3,000万円を一般財源で予算化するにあたり、空港の単なる利用促進のみならず、本市に何らかの効果を生じさせる施策であるべきではないか、との質疑があり、当局より「今回の補正については、空港の利用促進だけでなく、将来を見越した地域経済の活性化による雇用の拡大や、観光交流人口の増加、新たな観光ルートの構築による交流の高まりといったことを通して、地元潤いをもたらすことのできるような施策の展開をすべきと考えており、御指摘の趣旨を踏まえ、今後とも懸命に努力してまいりたい。」との答弁がありました。

本議案のうち、当委員会所管分については、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第129号 岩国市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員定数条例の審査におきまして、委員中から、今回の条例は、関係法律の施行に伴って提案されたものと理解しているが、今後の事務の流れや定数の根拠などについて質疑があり、当局より「今回の条例制定に係るスケジュールについては、本条例が制定された後、農業委員及び新設された農地利用最適化推進委員の推薦、公募を行い、公募期間中の公表を経て、最終的な結果を公表する。その後、農業委員については、候補者の評価、選定を行ったのち、

人事案として3月市議会定例会に提案することとし、農地利用 最適化推進委員については、農業委員会で委嘱することとなる。あわせて、その報酬については、人事案と同様に、3月市議会定例会に係る条例案を提案する予定である。

また、改正された法律の趣旨としては、農業委員会業務の重点化が図られること、農業委員の選出方法が、従来は 選挙制と首長選任制の併用であったものが、市議会同意を要件とする首長任命制に一本化されたこと、従前の農業委員に加え、新たに 農地利用 最適化推進委員が設置されること、などである。

また、条例で定める農業委員の定数については、本市の農業委員会は、農地利用 最適化推進委員を委嘱するものとされており、農業者数や農地面積などから 上限が定められていることから、今回の条例においては、その上限である24人として提案したものである。」との答弁がありました。

本議案につきましては、討論において、一部委員から「本条例が、法律の改正により提案されたものであることは理解しているが、地域農業の重要性は増してきている中、農業委員数を削減することについては反対である」との意見がありましたので、挙手により採決いたしました結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、経済常任委員会の審査報告を終わります。